

## 運動部員保護者・顧問の皆様へ

## 制度のねらい

全国的にスポーツ活動中の傷害や事故が多く発生しています。本道定通体連でも競技中の死亡事故(H18アイスホッケー、H13ホート)、大会会場へ移動中の交通事故死(H17)、練習中の死亡事故(H18バドミントン、H17サッカー)などが発生しており、これから重大な傷害や事故に対しての補償や対応を充実させることが望まれております。この制度は、大会期間中に不幸にして発生した傷害や事故に対して本連盟が責任を持って関わり、広く生徒、顧問、大会関係者への補償の充実を主な目的とするものです。

この制度は相互扶助の精神を基に本連盟が保険会社と契約するものです。補償内容や範囲については、定体連各種大会の規模や運営、参加数、競技の特性等を考慮して定めた独自の制度です。

定通体連の大会は、顧問や審判員、さらに、当番校の教職員や補助生徒など、多くの関係者の協力によって成り立っているのが現状です。生徒も教職員も等しく補償の対象とします。

## 道定通体連独自の制度



## 定通体連主催大会参加者災害補償制度

## 手続きのお願い！

## 相互扶助の精神

この制度は、本連盟の主な構成員である部員及び顧問の相互扶助の精神によって成立します。

また、補償は不慮の事故・災害に遭った個人のためであることは当然のこと、広く大会に携わっていただく審判員、役員、補助員、当番校関係者などにも適用される制度であることにご理解をいただき、全員の手続きをお願いします。

この制度の特徴は、補償の適応範囲を出来るだけ広くしたところにあります。例えば、抽選会や監督主将会議、大会参加に伴う往復の移動、大会期間中の練習、応援中の部員などにも適用されることになっています。さらに、本連盟の運営上の責任が問われた場合も対応できるようになっています(訴訟費用・賠償費用)。

## 補償の範囲

本制度は、平成19年5月24日から運用を開始しました。

相互扶助の精神により、大会に出場するすべての加盟校に手続きいただきます。

# 北海道高等学校定時制通信制体育連盟

## 制度の手続き

本制度への手続きは、各学校が登録者をまとめ北海道定時通信制体連へ提出することになります。各学校において、登録手続きをお願いいたします。

## 補償額

### 傷病補償

災害死亡補償	1,000万円
後遺障害補償	40万円～1,000万円
入院補償(日額)	3,000円
手術見舞金	(手術の程度に応じて)3万円～12万円
通院補償(日額)	1,500円

### 損害賠償

身体賠償	1名 1億円まで 1事故 3億円まで
財物賠償	1事故 1,000万円まで

## 大会制度負担金の額

部員登録をした生徒一人あたりの大会制度負担金は次のとおりです。

※既納の大会制度負担金は返金いたしません。

# 350円(年間)

## 事故時の請求について

- ①事故後、顧問先生より所定の用紙(事故通知書兼保険金請求書)を受け取ってください。
- ②当制度の保険会社事故担当者より連絡がきますので、その案内にしたがってください。
- ③治療終了後、所定の用紙とその他必要書類(診察券コピー、治療費領収書など)を保険会社へ郵送してください。
- ④保険会社よりご請求者の指定先口座へ保険金が振り込まれます。

制度手続き・請求等について、詳しくは各学校へお問い合わせください

# 「ケガ等の災害補償」について

団体総合補償制度費用保険(行事参加者制度費用保険特約)

北海道高等学校定時制通信制体育連盟および各支部高等学校定時制通信制体育連盟(以下「定通体連」)の主催(共催)する4大会(大会に付随する抽選会、監督主将会議、大会前の練習、大会会場の設置、撤収等を含みます。)に参加する者(選手、マネージャー、顧問、大会役員、審判、補助員)が、大会参加中(往復途上含む)に被った傷病(傷害または特定疾病)に対して、災害死亡補償・後遺障害補償・入院見舞金・手術見舞金・通院見舞金を給付致します。

## 補償の対象となる主な場合

「大会等(行事)参加中」※1に被った傷病(傷害または特定疾病※2)に対して、弔慰金・後遺障害一時金・入院見舞金・手術見舞金・通院見舞金を給付致します。たとえば、

- 1) 学校からマイクロバスで試合会場に行く途中、不幸にも交通事故に遭い、乗っていた選手・マネージャー・顧問が死亡した場合。
- 2) 試合中、参加チームマネージャーが熱中症により倒れ、7日間入院した場合。
- 3) 審判(顧問)が試合中にアキレス腱を断裂し、30日間入院した場合。
- 4) 大会期間中の宿泊先で起床後、試合に備えるため朝練中に、足首捻挫し通院した場合。
- 5) 自宅から試合会場に自転車で向かう途中、交通事故に遭い、その結果、後遺障害等級5級と認定された場合。

## 補償できない主な場合

- 1) 本人(補償の対象者)またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- 2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- 3) 頸部症候群(むちうち症)または腰痛で自覚症状しかないもの。
- 4) 自チームおよび個人の試合が終了した翌日以降。
- 5) 往復途上中、通常の経路を逸脱した場合。  
例...試合帰りにゲームセンターにより、自宅に帰る途中に交通事故に遭い7日間入院した。
- 6) 大会等(行事)開催日直前12ヶ月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患。

※1「大会等(行事)に参加中」とは、本人が行事に参加するために主催者の指定する場所に集合したときから、主催者の管理下を離れたときまでをいいます。ただし、行事開催日前に主催者に行事参加の申込みを行い、主催者保管の名簿に記載された者に限り、行事に参加するための往復途上についても「大会等(行事)に参加中」とみなします。また、「行事に参加するための往復途上」とは、本人が行事に参加する意思をもって、本人の住居(行事参加のために宿泊したときは、その宿泊先を住居とみなす。)を出発してから本人の住居に到着するまでをいいます。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降は、「行事に参加中」とみなしません。

※2「特定疾病」とは、急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患・細菌性食中毒・熱中症・低体温症・脱水症をいいます。

このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しい内容については、北海道高等学校定時制通信制体育連盟にお問い合わせください。

■この補償制度(ケガ等の災害補償)は、北海道高等学校体育連盟とチャブ保険株式会社の「団体総合補償制度費用保険」の契約締結により運営されています。

# 「賠償責任保険」について

賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険、受託者賠償責任保険)

北海道高等学校定時制通信制体育連盟および各支部高等学校定時制通信制体育連盟(以下「定通体連」)の主催(共催)する4大会に参加する者(選手、補欠、マネージャー、顧問、大会役員、審判、補助員)、観客等がケガをしたり、第三者の財物を破損したときなど、定体連が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に定通体連に対して保険金をお支払いします。

## 保険金お支払いの対象となる主な損害

- 1)大会運営のミスにより参加出場選手が多数倒れて入院した。  
※定通体連の管理責任が問われ賠償責任を負う場合。
- 2)ソフトボール競技中、ボールがフェンスを越え、第三者の車のフロントガラスを破損させる。  
※定通体連の管理責任が問われ賠償責任を負う場合。
- 3)強風の中、ボート競技を続行し、ボートが転覆。選手が死亡した。  
※定通体連の管理責任が問われ賠償責任を負う場合。

等

お支払いする保険金とは…  
損害賠償金、緊急処置費用、損害防止・軽減費用、求償権保全・行使費用、協力費用、訴訟費用。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 1)定通体連に法律上の賠償責任がない事故。
- 2)定通体連の主催する大会競技の参加者(監督・コーチ・補欠を含みます)の財物に係る事故。  
例)自転車競技中、選手同士が接触し、自転車が破損  
強風の中、ボート競技開催中、マストが破損  
競技会場にて、選手の財布が盗難される等
- 3)定通体連の主催する大会運営者の財物に係る事故。  
例)運営関係者の車両に競技中のボール等が当たり破損  
定通体連所有本部テントに選手が過って接触、テントの破損 等
- 4)地震、噴火、津波などの天災による事故。
- 5)戦争、変乱、暴動などによって生じた事故。

等

施設賠償責任保険は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款に施設所有(管理)者特別約款を付帯したものです。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、チャブ保険にお問い合わせください。

- 取扱代理店はChubb損害保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、チャブ保険と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (略称：チャブ保険)

2016年10月1日「エース損害保険株式会社」から社名変更

北海道支店

〒060-0003 北海道札幌市中央区北三条西4丁目1番地1 日本生命札幌ビル

Tel: 011-261-1501 Fax: 011-241-0368 www.chubb.com/jp